

西之表市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

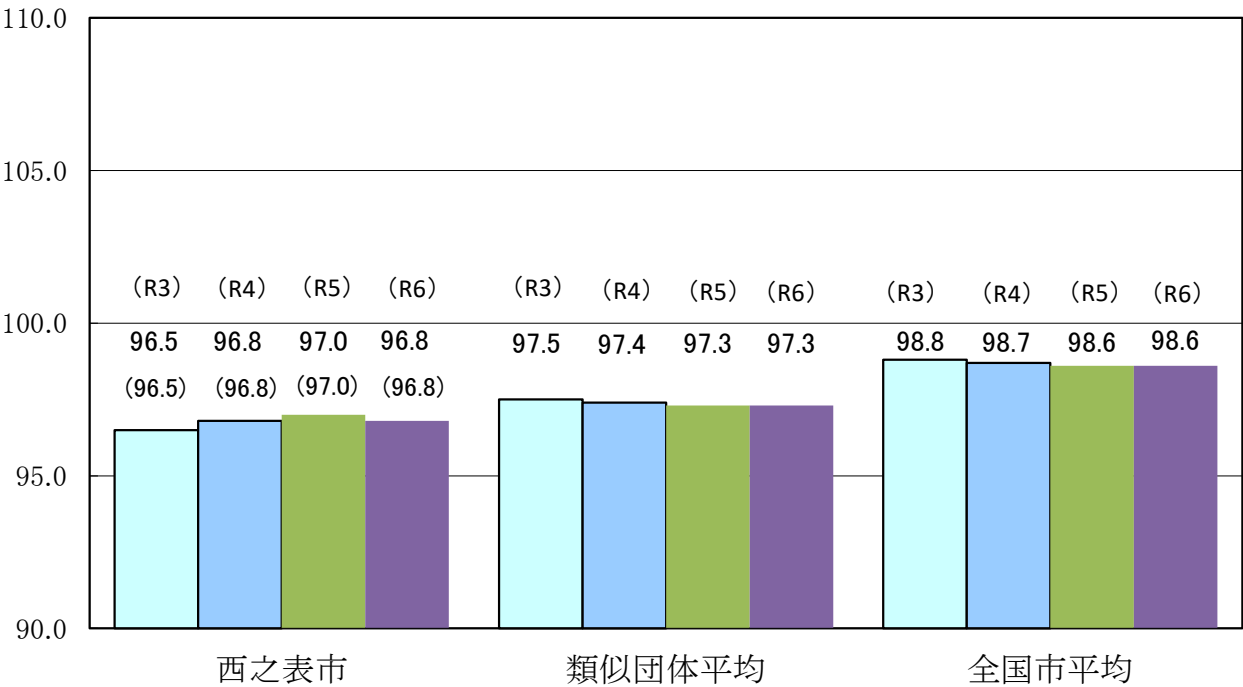
区 分	住民基本台帳人口 (R6年1月1日)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 令和4年度の人件費率
令和5年度	人 14,296	千円 13,794,986	千円 579,109	千円 1,780,638	% 12.9	% 15.0

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	千円
令和5年度	175	579,286	109,394	237,588	926,268	5,293	5,916

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職棒給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)/(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)
3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出にあたっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与改定の状況 ※本市は人事委員会未設置

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給 与 改 定 率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧 告 (改定率)	
年度	円	円	円 (%)	%	%

(参考) 国 の 改 定 率
%

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレズ比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧 告 (改定月数)	
年度	月	月	月	月	月

(参考) 国 の 年 間 支 給 月 数
月

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

①給料表の見直し

[☒ 実施 ☐ 未実施]

実施内容

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。若年層については据置き、高年齢層については約2%のマイナスとなる。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。
他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

--

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

(6) 特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和6年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
西之表市	40.6 歳	303,681 円	363,969 円	327,634 円
鹿児島県	43.3 歳	313,600 円	392,834 円	344,584 円
国	42.1 歳	323,823 円	— 円	405,378 円
類似団体	42.6 歳	318,300 円	374,345 円	343,522 円

②技能労務職

区 分	公 務 員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
西之表市	* 歳	* 人	* 円	* 円	* 円
うち 学 校 用 務 員	* 歳	* 人	* 円	* 円	* 円
うち 給 食 調 理 員	* 歳	* 人	* 円	* 円	* 円
そ の 他	* 歳	* 人	* 円	* 円	* 円
鹿児島県	57.0 歳	161 人	314,500 円	357,110 円	334,349 円
国	51.2 歳	1,829 人	288,144 円	— 円	330,553 円
類似団体	52.3 歳	11 人	307,888 円	334,311 円	319,875 円

区 分	民 間			参 考
	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
西之表市	—	— 歳	— 円	—
うち 学 校 用 務 員	用務員	— 歳	— 円	—
うち 給 食 調 理 員	調理師	— 歳	— 円	—
鹿児島県	—	—	— 円	—
国	—	—	— 円	—
類似団体	—	—	— 円	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
西之表市	— 円	— 円	—
うち 学 校 用 務 員	— 円	— 円	—
うち 給 食 調 理 員	— 円	— 円	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(令和 年～ 年の3年平均)。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
西之表市	— 歳	— 円	— 円
鹿児島県	— 歳	— 円	— 円
類似団体	— 歳	— 円	— 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
- また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和6年4月1日現在)

区 分		西之表市	鹿児島県	国
一 般 行 政 職	大 学 卒	196,200 円	196,700 円	196,200 円
	高 校 卒	166,600 円	167,100 円	166,600 円
技 能 労 務 職	高 校 卒	151,200 円	174,200 円	－
教 育 職	大 学 卒	196,200 円	220,300 円	－
	高 校 卒	－	－	－

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(令和6年4月1日現在)

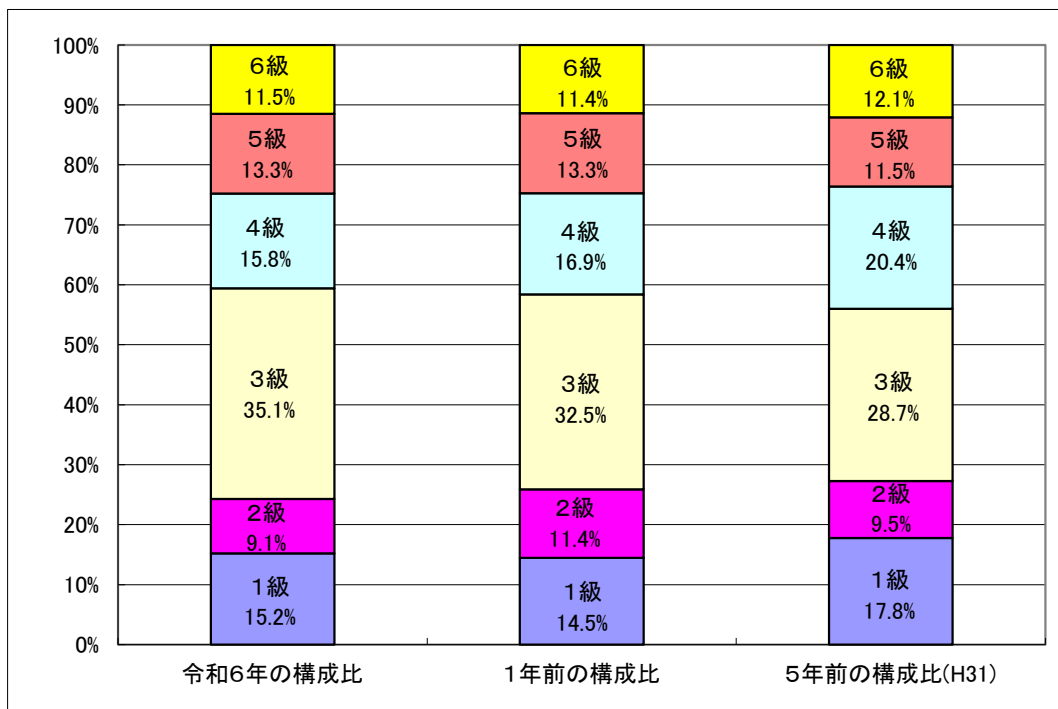
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一 般 行 政 職	大 学 卒	261,100 円	320,800 円	336,300 円	344,500 円
	高 校 卒	225,600 円	290,500 円	320,800 円	336,300 円
技 能 労 務 職	高 校 卒	207,600 円	259,500 円	276,200 円	290,500 円
教 育 職	大 学 卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和6年4月1日現在)

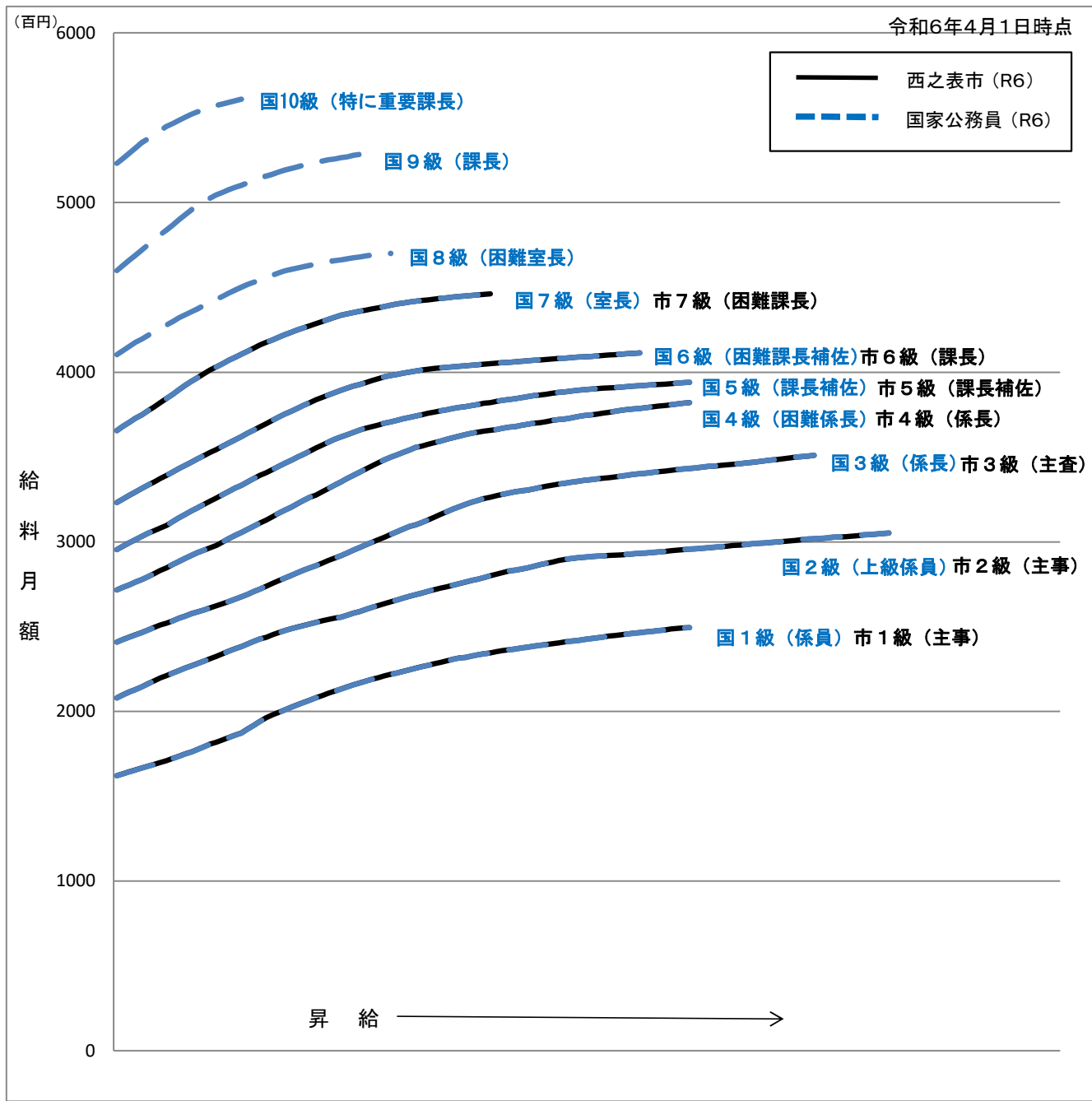
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事補及び技師補の職務 定型的な業務を行う主事及び技師の職務	25 人	15.2 %
2 級	知識又は経験を有する主事及び技師の職務	15 人	9.1 %
3 級	西之表市職員の職の設置に関する規則(平成7年西之表市規則第1号。以下「規則」という。)別表第1に規定する主査の職務	58 人	35.1 %
4 級	規則別表第1に規定する係長の職務	26 人	15.8 %
5 級	規則別表第1に規定する補佐の職務	22 人	13.3 %
6 級	規則別表第1に規定する課長の職務	19 人	11.5 %
7 級	規則別表第1に規定する課長のうち困難な業務を所掌する課長の職務	0 人	0.0 %

- (注) 1 西之表市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から7級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2)国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(令和6年4月1日現在)



(3)昇給への人事評価の活用状況(一般行政職)(西之表市)

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない	○	○	○	○
活用予定時期	未定	未定	未定	未定

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

西之表市	鹿児島県	国
1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,443 千円	1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,695 千円	—
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.375)月分 勤勉手当 2.05 月分 (0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 (1.35)月分 勤勉手当 2.00 月分 (0.950)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.375)月分 勤勉手当 2.05 月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～20%, 管理職加算10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～20%, 管理職加算10～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(西之表市)

令和6年度中における運用	管理職員	一般職員
イ. 人事評価を活用している		
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率		
上位、標準の成績率		
標準、下位の成績率		
標準の成績率のみ(一律)		
ロ. 人事評価を活用していない	○	○
活用予定時期	未定	未定

(2) 退職手当(令和6年4月1日現在)

西之表市	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年	(支給率) 自己都合 応募認定・定年
勤続20年 19.6695 月分 26.3655 月分	勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分
勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分	勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分
勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分	勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分
最高限度 47.709 月分 47.709 月分	最高限度 47.709 月分 47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%から45%加算)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)
(退職時特別昇給 なし)	
1人当たり平均支給額 7,990 千円 21,397 千円	

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当 (令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)		618 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		618 千円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度(支給割合)
東京都特別区	20 %	1 人	20 %

(4) 特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)

(普通会計決算)

支給実績(令和5年度決算)		1,166 千円	
支給職員1人あたり平均支給年額(令和5年度決算)		27,116 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)		24.57 %	
手当の種類(手当数)		13	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税 務 手 当	税務職員	市税の徴収業務に従事	月額 4,500円
		市税の賦課、固定資産の評価事務を本務とする職員	月額 4,000円
		その他	月額 3,000円
福 祉 手 当	福祉に関する事務所に従事する職員	生活保護関係職員	月額 4,000円
		その他の現業職員	月額 1,500円
廃棄物処理作業従事手当	し尿処理及びごみ処理に従事した職員		月額 4,500円
保 育 業 務 手 当	保育所に勤務する職員		月額 11,400円
病 虫 害 防 除 作 業 手 当	農作物及び林産物の病虫害防除作業に従事した職員	有害薬品の散布作業及び実地指導に従事したとき	1日につき 500円
保 健 師 手 当	保健師		月額 2,500円
火 葬 手 当	火葬事務に従事した職員		遺体一体 6,000円
へい死動物処理作業手当	へい死動物の収集処理作業に従事した職員		死骸一体 1,000円
技 術 管 理 者 手 当	し尿処理施設及びごみ処理施設の維持管理に関する技術上の業務を担当する職員		月額 2,000円
徴 収 手 当	外勤して使用料・手数料等の徴収事務等に従事した職員	1日につき4時間を超えて外勤して手数料等の徴収事務に従事したとき	1日につき 150円
		1日につき4時間未満外勤して市手数料等の徴収事務に従事したとき	1日につき 100円
用 地 交 渉 手 当	外勤して公共用地の取得に関する事業等に従事した職員		1日につき 200円
国 土 調 査 業 務 手 当	国土調査業務に従事する職員		月額 2,000円
防 疫 等 作 業 手 当	新型コロナウイルス感染症から住民の生命・健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって、市長が指定するものに従事した職員		日額 3,000円
			日額 4,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	57,084 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	326 千円
支給実績(令和4年度決算)	53,695 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	307 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当(令和6年4月1日現在)

(普通会計決算)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶 養 手 当	配偶者(6,500円)	同	—	25,416 千円	256,724 円
	子(10,000円)	同	—		
	父母等(6,500円)	同	—		
	扶養親族のうち16歳に達する年度始めから22歳に達する年度までの子(5,000円加算)	同	—		
住 居 手 当	借家(家賃月額16,000円を超える場合28,000円を限度に家賃額に応じて支給)	同	—	14,865 千円	235,953 円
通 勤 手 当	交通機関利用者(21,700円を限度に運賃相当額を支給)	異	支給限度額(国:55,000円)	5,159 千円	85,478 円
	交通用具使用者(片道2 [※] 以上の距離に対応して支給:3,990~21,700円)	異	離島という特殊事情等を考慮して設定		
管 理 職 手 当	管理又は監督の地位にある職員のうち規則で定める職にある職員	異	定額40,000円 (政策調整担当49,000円)	10,248 千円	512,400 円

5 特別職の報酬等の状況(令和6年4月1日現在)

区 分		給 料		月 額		等	
給 料	市 区 町 村 長	781,000	円	(参考)類似団体における最高／最低額			
		(781,000	円)	985,000	円	／	391,500 円
	副 市 区 町 村 長	614,000	円	790,000	円	／	420,000 円
		(614,000	円)				
報 酬	議 長	354,000	円	545,000	円	／	230,000 円
		(354,000	円)				
	副 議 長	272,000	円	475,000	円	／	200,000 円
		(272,000	円)				
	議 員	256,000	円	442,000	円	／	180,000 円
		(256,000	円)				
期 末 手 当	市 区 町 村 長	(令和5年度支給割合)					
	副 市 区 町 村 長	3.25 月分					
	議 長	(令和5年度支給割合)					
	副 議 長	3.25 月分					
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)			
	副 市 区 町 村 長	781千円×480/100×在職年数	14,995 千円	退職(一任期毎), 死亡した場合			
		614千円×360/100×在職年数	8,842 千円	退職(一任期毎), 死亡した場合			

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

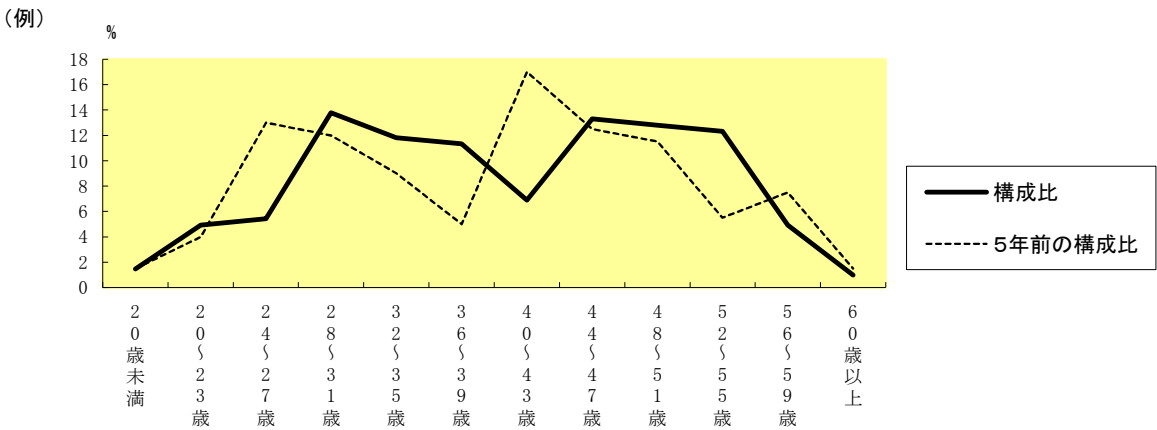
(各年4月1日現在)

区分			職員数		対前年 増減数	主な増減理由
部門			令和6年	令和5年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	4	4	0	・育児休業復職(他部署へ異動)▲2 ・庁内業務分担見直し (人事係業務一部会計年度任用対応) ▲1 ・業務分担見直し (コミュニティ推進係)▲1 (政策推進係) ▲1 (上記2名とも昨年度1名増していた人員を令和4年度時に戻した) 育児休業者復職調整 ▲1 育児休業取得(正規職員補充) +1 業務分担見直し(会計年度任用職員対応) ▲1 令和6年5月退職者分補充 +1 ・新型コロナウイルス感染症集団接種等対応担当見直し(専任主幹配置⇒係長兼任) ▲1 ・育児休業取得(正規職員補充) +1
		総務	58	63	△ 5	
		税務	12	13	△ 1	
		労働	0	0	0	
		農水	29	28	1	
		商工	4	4	0	
		土木	16	16	0	
		民生	13	13	0	
		衛生	14	14	0	
	計	150	155	△ 5	<参考> 人口1万当たり職員数 104.92 人 (類似団体の人口1万当たり職員数 85.28 人)	
教育部門	20	20	0			
消防部門	0	0	0			
小 計	170	175	△ 5	<参考> 人口1万当たり職員数 118.91 人 (類似団体の人口1万当たり職員数 109.56 人)		
公営 企 業 計 等 部 門	水道	8	8	0		
	その他	25	25	0		
	小 計	33	33	0		
合 計			203 [250]	208 [250]	△ 5 [0]	<参考> 人口1万当たり職員数 142.00 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条約定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(令和6年4月1日現在)



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	3人	10人	11人	28人	24人	23人	14人	27人	26人	25人	10人	2人	203人

(3)職員数の推移

(単位:人・%)

部門別 \ 年度	H31	R2	R3	R4	R5	R6	過去5年間の増減数(率)
一般行政	144	148	151	154	155	150	6 (4.2 %)
教育	23	23	22	21	20	20	△ 3 (△ 13.0 %)
警察	0	0	0	0	0	0	0 (0 %)
消防	0	0	0	0	0	0	0 (0 %)
普通会計	167	171	173	175	175	170	3 (1.8 %)
公営企業等会計	33	33	32	31	33	33	0 (0 %)
総合計	200	204	205	206	208	203	3 (1.5 %)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。